

2019年度「インターンシップ」の募集形態について

H31.4.24

「インターンシップ」を履修し、単位認定を受ける場合の募集形態は下記のとおりなので、十分に理解し、申し込むこと。

■「インターンシップ」履修のための3つの募集形態

(1) 経済学部独自開拓分

経済学部が受入企業の情報（8社程度）を提示し、学生からの応募（所定のエントリーシートに記入し、メールで学務係に提出）に基づき、受講者を決定する。受講者の決定に際しては、できる限り希望を考慮しつつ、順位づけが必要な場合は成績（2年次までに取得した専門教育科目を評価）を用いて行う（成績上位の者の希望を優先）。エントリーシート及び受入企業の情報は、NU-Webシステム（就職・キャリア掲示板）または経済学部ホームページに掲載する。必要に応じ、2次募集あるいは3次募集を行う場合がある。

(2) 長崎インターンシップ推進協議会経由分

長崎インターンシップ推進協議会が取りまとめた受入企業の情報（200社程度）を、学部を通じて提示し、学生からの応募（所定のエントリーシートに記入し、メールで学務係に提出）に基づき同推進協議会で審査のうえ、受講者が決定される。決定にあたっては、学生の希望を踏まえつつ、エントリーシートの内容を考慮して決定される。長崎県下全大学の学生を対象としているため、必ずしも希望が叶うとは限らない（長大生、経済学部生が優先というわけではない）。エントリーシート及び受入企業の情報は、NU-Webシステム（就職・キャリア掲示板）または経済学部ホームページに掲載する。必要に応じ、2次募集あるいは3次募集を行う場合がある。

(3) 学生による自主開拓分 ★一度学務係に相談に来てください。

学生自らが一般公募型（ナビサイト、企業ホームページ等を通じてエントリー）のインターンシップに応募し、参加が決定した後、期限内に所定の書類を揃えて学務係を通じて申請する。書類作成のための企業との連絡調整も含め、全て学生自らが行うこと。その後、実習内容等（実習日数、時間、プログラム）を考慮のうえ就職委員会で協議し、下記条件を満たしているものについては「インターンシップ」の履修を認める。

【参考】単位認定対象の「インターンシップ」であるための条件

- ①研修内容が十分教育的であること。
- ②実習時期が夏季休暇期間であり、実習期間が原則10日間前後であること。（実働時間が40時間程度であること）。
- ③原則、無報酬であること。
- ④受入れ先の担当者から日録による指導が受けられること。
- ⑤「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入していること。
- ⑥健康診断を受診していること。

期日までに提出が必要な書類等は経済学部ホームページに掲載するが、事前に学務係（就職支援担当）へ申し出て、説明を受けておくこと。

【参考】学務係窓口へ提出が必要な書類

- ・「インターンシップ履修登録依頼書」（学生本人が記入し、学務係へ提出）
- ・「インターンシップ受入れ承諾書」（受入れ企業等が記入し、学生を通じて学務係へ提出）
- ・「インターンシップ受入れ計画書」（受入れ企業等が記入し、学生を通じて学務係へ提出）

<注意事項 ※(1)(2)(3)とも共通>

- ※1 学内健康診断を必ず受診しておくこと。未受診の場合は、マッチング後に自費で受診のうえ、証明書を提出する必要がある。
- ※2 (1)(2)(3)とも併願は不可。いずれか一つの方法で申し込むこと。
- ※3 派遣先が決定した者は、その後の辞退は受け付けない。また、7月17日(水)4限目の「事前指導」に必ず出席すること。
- ※4 「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に必ず加入しておくこと。